

目次

大統領教書（一九七〇年八月）……………1

序文……………21

第一章 環境問題への理解……………27

一九七〇年は転換の年 *

一九七〇年以前の歩み *

生態学と変化……………29

生態学とは何か *

生態系の変化 *

教訓 *

環境問題の種類……………33

汚染

土地利用

天然資源

環境問題の原因

誤っている経済的誘因

価値観

人口

テクノロジー

移動性

行政機関の仕事の限界

情報ギャップ

環境問題の影響

健康

美的感覚

経済的コスト

自然の体系

環境問題の解決

天然資源

環境問題の原因

誤っている経済的誘因

価値観

人口

テクノロジー

移動性

行政機関の仕事の限界

情報ギャップ

環境問題の影響

健康

美的感覚

経済的コスト

自然の体系

環境問題の解決

第二章 環境改善のための国の機構……………55

現在の機構の不備 *

連邦政府の政策立案……………56

環境問題委員会の設置

政策決定のさいの新しい措置

環境問題委員会の活動

国の機構の再編計画……………63

環境保護局

国家海洋大気局

総合的な着手

第三章 水質汚濁……………73

水質汚濁の認識 *

人間と水 *

水質汚濁の地域 *

自然のプロセスと水質汚濁

.....
75

CODおよびBOD *

湖沼の死 *

水の汚れはどこから来るのか

.....
77

工場廃水

都市廃水

農業廃水

その他の原因

水質汚濁は何をもたらすか

.....
89

健康に対して.....

リクレーションに対して.....

美観に対して.....

漁業に対して.....

農業に対して.....

工業用水に対して.....

都市用水に対して.....

水質汚濁防止に要するコスト……………94

政府の活動……………96

連邦政府の努力
州の努力

現状分析……………107

問題点とその解決

栄養物濃縮

毒性基準

熱廃水

州の計画

地方の計画

監視と情報

何をなすべきか——委員会勧告——……………114

将来への展望

第四章 大気汚染

..... 125

大気汚染の歴史 *

光化学スモッグ *

汚染物質および汚染源

..... 128

一酸化炭素 *

粒子状物質 *

硫黄酸化物 *

炭化水素 *

窒素酸化物 *

大気汚染は何をもたらすか

..... 134

人間の健康に対して...

一酸化炭素 *

硫黄酸化物 *

二酸化硫黄(亜硫酸ガス) *

光化学オキシダント *

窒素酸化物 *

微粒子基準 *

植物と物質に対して…

視程に対して…

気候に対して…

大気汚染のためにかかるコスト …………… 145

被害によって…

防止のために…

大気汚染規制計画 …………… 148

立法の歴史

連邦政府の汚染規制活動

大気汚染取締活動 *

自動車による汚染の抑制

大統領の修正案 *

硫酸酸化物の防止

研究開発

大気の質の監視

州および地方の実施計画

評 価

..... 168

固定汚染源

可動汚染源

監視

州および地方の防止計画

何を成すべきか — 委員会勧告 —

..... 172

進歩への可能性

..... 176

第五章 気象の改変

..... 181

——人間の不注意にもとづく——

過去の気象変化

一万年前に遡って *

いかにして人間は気象を変えうるか

炭酸ガス（地球を温めるもの？）

微粒粉塵（地球を冷やすもの？）

蒸気雲（それは気象を変化させるか？）

人間と熱量予算

エネルギー生産（消滅する万年雪）

アルベードの増加

水面の油

都市（熱の山）

結論

182

183

何をなすべきか

— 委員会勧告 —

197

第六章 固形廃棄物……………201

ゴミはいたるところにある *

旧式なゴミの処理法 *

固形廃棄物の種類……………204

収集と処理……………207

収集方法

処理技術

再循環と再利用……………217

色々なゴミの選別

廃車の処理

その他の品目

国の役割……………225

研究開発

再循環

地域協力

何をなすべきか — 委員会勧告 — 230

第七章 騒音、殺虫剤、放射線 235

価値なき音 *

騒音 236

騒音汚染の原因

騒音の影響

ジェット機の騒音 *

防止と除去

最近の活動

何をなすべきか — 委員会勧告 —

殺虫剤 246

殺虫剤とその使用

殺虫剤の影響

殺虫剤による汚染 *

こわれ易い卵 *

無脊推動物の中毒 *

ガンと奇型 *

選択

病原菌の利用 *

殺虫剤の押収 *

殺虫剤規制の効果 *

何をなすべきか — 委員会勧告 —

放射線

放射線の影響

放射線の源

原子炉安全記録 (Reactor Safety Record)

放射活性廃棄物の貯蔵と処置

イオン化放射線に対する防禦規準

第八章 人口、経済成長、天然資源……………277

生活向上 — 環境問題の増加 *

人口と経済成長……………277

人口抑制 — 価値観の変革

移動を好む国民

GNP — それは有益か有害か

幅広い環境の見地 *

GNPの構成の変化 *

生産の増加か環境の保護か *

天然資源……………290

鉱物資源の減少

新しい技術の開発 *

エネルギー — 環境問題の主戦場

エネルギー源の将来

水——環境内の労働者

森林——再生産の可能な資源

結論

304

第九章 土地利用

307

アメリカインディアンと土地利用 *

土地の用途と所有者 *

土地の開発 *

土地の現状

312

都市環境

郊外の環境

農村の環境

沿岸地帯の環境

自然環境

政府の影響力…………… 340

土地利用の管理

税制

連邦政府活動の影響力

何をなすべきか——委員会勧告——…………… 354

連邦政府活動の土地利用に与えるインパクト…………… 356

主要な連邦政府施設

水資源管理プロジェクト

地方自治体にたいする州政府の援助

個人にたいする援助と奨励

第十章 国際協力…………… 371

国境線を越えて *

世界的広がりを持つ計画……………372

国際連合

他の国際機構

二国間の協力

非政府機構

さらにイニシアティブを取るべき分野……………382

世界を監視する

脅威にさらされた生命を救う

国立公園および世界の相続財産

海中での協力

海洋資源

環境および国際開発計画

国際的に組織する

第十一章 市民の参加……………391

市民の関心 *

新しい自然保護者 *

地方組織…………… 394

北東部自然保存委員会…………… 395

地域と州全体の活動組織である自然保存評議会…………… 396

全国的な環境および自然保存組織…………… 398

市民組織と地球の日 *

民間取得と土地信託による土地保護

法廷での市民グループ

他の専門家の反応

環境改善のための全国連合

第十二章 環境教育…………… 411

環境教育の意味するもの *

待てない教育 414

高等環境教育

学校での新制度

全国組織の活動 *

環境改善に大量の人材訓練 421

人的資源開発プログラム *

第十三章 現在および将来における環境問題対策 427

現在および将来に何が必要か *

概念規定の必要 430

制度強化の必要 432

財政改革の必要 434

| | |
|---------------|-----|
| 汚染規制の必要 | 435 |
| 監視と研究の必要 | 437 |
| 優先順位の体系化の必要 | 441 |
| 包括的な政策の必要 | 442 |
| 結論 | 446 |
| 解説・付 | 451 |
| 一九七〇年二月 大統領教書 | 491 |
| 公害用語集 | 491 |

* 印を付したものは、原典にはないが、読者の便宜のため、訳者がつけ加えた小見出しである。